

信濃町監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による
住民監査請求があり、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結
果を公表する。

令和2年2月20日

信濃町監査委員

清水 岳美

信濃町監査委員

小林 幸雄

信濃町職員措置請求に対する監査結果報告書

第1 監査の請求

1 請求人

(省 略)

2 信濃町職員措置請求書の提出

令和元年12月27日

3 請求の趣旨

請求人提出の「信濃町職員措置請求書」(資料)による主張事実の要旨及び措置請求は次のとおりである。

(1) 主張事実(要旨)

信濃町観光案内所(黒姫駅構内※以下:観光案内所)は、本来、「(一社)信州しなの町観光協会※以下:観光協会」単独の営利収益事業を行う為にある訳ではなく、町全体の公益的な観光案内を行うところなので、道の駅総合情報センターと同じく、委託事業での会計管理が正しいと思われる。

1. 観光案内所「柏原 2692-12」の借地権者である町と管理者である観光協会との間に明確な賃貸借契約又は、管理委託契約が存在しないのは、町民の権利財産を守るべき町行政当局の職務怠慢である。

2. 観光案内所「柏原 2692-12」において、ひとりの同一人物が、「観光協会」の事務局長をしながら、公益的な観光案内を行うのと同時に「しなの観光株式会社」の代表として、私的な営利収益事業(法令上、柏原 2692-12 内で旅行業は行えない)を行っているのは、補助金の対象外である為、委託事業としての経費按分や給与体系の按分など、明確な議会報告と承認が必要であり、良識ある社会通念上の責務である。

3. 町有財産「柏原 2692-39」においては、賃貸借契約上、賃貸借物件の管理責任は「観光協会」になっており、町の「子会社の事は把握をしていない」との議会答弁を繰り返しているのは、町議会軽視である。

町有財産の用途変更の届出不備、転貸は「賃貸借契約書:第4条(指定用途の変更)11条(転貸の禁止)」などの契約違反行為に該当する。

旅行業登録の事業所登録住所は、法令上、取扱管理者が常勤開業する住所を届出する義務があり「しなの観光株式会社」の登記上の住所である“柏原 2692-

39”は町有財産の倉庫となっている。

直近3年間の営業勤務実態はなく「故意に虚偽な申請を行う規定違反」(旅行業法第79条(1)第6条の4第3項又は、第27条第1項)に該当する。

県への届け出どおり、倉庫での常勤を実行し、旅行業違反でないと主張するのであれば、観光案内所の業務を行っていない事になり補助事業費の詐取に該当する。

以上の法令上の問題点がある「観光協会」のずさんな管理状況を把握しないまま補助金交付、町有財産の貸出を行い、且つ、議会答弁で副町長及び担当の産業観光課長の答弁で「観光協会」の子会社を名乗る「しなの観光株式会社」の実態や事業内容、事務所の住所すら把握しないまま賃貸借契約を続けていることは違法となり、町議会軽視、町民益を阻害する重大な背任行為である。

(2) 措置要求

1. 町の玄関口である黒姫駅構内観光案内所の公益性と町民の権利財産を担保する管理規定を策定し、適切な補助金運用ができる措置を行う。
2. 観光案内所運営費補助金の人件費「観光協会」案内業務分と「しなの観光株式会社」の営利収益事業分の按分をし、「しなの観光株式会社」分の補助金を町より「観光協会」へ返還要求措置を行う。
3. 観光案内所「柏原 2692-12」及び、町有財産「柏原 2692-39」の委託管理を法令順守のできる適正な業者へ変更措置を行う。

(3) 事実証明

以下に証拠資料の書類を示す。

- ・補助事業申請から支出までの一連（写し）
- ・町有財産賃貸借契約書（写し）
- ・しなの観光株式会社現在事項全部証明書（写し）
- ・駅業務委託契約書（写し）

第2 請求の要件審査（請求の補正及び受理）

令和元年12月27日付けで提出のあった信濃町職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に定める要件を具備しているものと認め、令和2年1月7日付けでこれを受理した。

第3 監査の期間

令和元年12月27日から令和2年2月25日まで

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 平成30年度信濃町観光案内所運営費補助金支出の違法性・不当性の事実判断
- (2) 町有財産の管理上の違法性・不当性の事実関係
- (3) 勧告措置の必要性の判断

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を次のとおり与えた。

- 日時 令和2年1月30日(木) 開会 午後1時59分
閉会 午後2時43分
- 場所 信濃町役場 第1委員会室
- 陳述書及び証拠の提出 証拠の提出あり

3 参考人調査の実施

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、関係人の聴取を行った。

- 日時 令和2年1月28日(火) 開会 午後1時30分
閉会 午後1時59分
- 場所 信濃町役場 第1委員会室
- 参考人 一般社団法人信州しなの町観光協会 会長、事務局長

4 監査対象部局の調査

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、監査対象部局である信濃町産業観光課に対し、調査を行った。

- 日時 令和2年1月16日(木) 開会 午後1時31分
閉会 午後2時37分
- 場所 信濃町役場 第2委員会室
- 関係人 信濃町建設水道課長、同課建設係長
信濃町産業観光課長、同課商工観光・癒しの森係長

第5 監査の結果

1 結論

監査の結果、本件請求のうち、町有財産の管理については、町に対し適切な対応を求め、その他の請求については、理由がないものと判断し、これを棄却する。

2 理由

(1) 町有財産の管理について

請求人は、請求理由の3で、町有財産「柏原 2692-39」においては、賃貸借契約上、賃貸借物件の管理責任は「観光協会」になっており、(中略)町有財産の用途変更の届出不備、転貸は「賃貸契約書第4条(指定用途の変更)、11条(転貸の禁止)」などの契約違反行為に該当すると主張している。

町が平成20年4月1日付けで当時の観光協会会長と取り交わした町有財産賃貸借契約書の第2条では、賃貸借物件を信濃町大字柏原字中島 2692 番地 39のうち建物 26.79 m²と規定しており、請求人の主張する対象財産に該当するものと認められる。

一方、しなの観光株式会社の法人登記簿である現在事項全部証明書を確認した結果、本店の所在地が長野県上水内郡信濃町大字柏原 2692-39 番地(以下「柏原 2692-39」という。)となっており、町有財産である建物の所在地にしなの観光株式会社の本店を置いているものと認められる。

柏原 2692-39 所在の建物の使用状況について、観光協会に聞き取り及び現地を確認した結果、観光協会が現在も観光案内パンフレット等を保管する倉庫として観光案内所の用途に使用していることから、請求人の主張する町有財産の用途変更の届出不備及び転貸禁止の契約違反行為には必ずしも該当しない。

しかしながら、しなの観光株式会社が柏原 2692-39 に登記簿上の本店を置いていることは事実であり、このことについて町有財産を所管する信濃町建設水道課に確認した結果、しなの観光株式会社からは、使用承認等の一切の申請は受けていないとのことである。

このため、現状は、しなの観光株式会社が柏原 2692-39 所在の町有財産を、本店所在地として無断で使用している状況であることから、町は、観光協会及びしなの観光株式会社に対し、区分使用の申請をさせるか、しなの観光株式会社に本店所在地を移転してもらうなど、適切な対応を求めることが必要である。

(2) 観光案内所の管理委託契約について

請求人は、黒姫駅構内にある観光案内所の借地権者である町と、管理者である観光協会との間に賃貸借契約又は管理委託契約が存在しないのは、町行政当局の職務怠慢であると主張しているが、信濃町が、しなの鉄道株式会社と平成

28年4月1日付けで取り交わした駅業務委託契約書第14条では、土地・建物の使用について「業務の履行上直接必要と認められる土地・建物」と規定し、駅業務に含まれない観光案内所部分の土地・建物について、町は借地権を有していないことが確認できる。

なお、観光協会に確認した結果、しなの鉄道黒姫駅構内の観光案内所使用部分については、平成30年3月30日付けで、しなの鉄道株式会社と観光協会が建物賃貸借契約を取り交わしていることが確認できた。

よって、黒姫駅構内にある観光案内所の借地権者が町であるという前提に基づく請求人の主張は認められない。

(3) 観光案内所運営費補助金の返還措置について

請求人は、請求理由の2及び措置要求の2で、観光協会の事務局長がしなの観光株式会社の代表を兼ね、町が支出した平成30年度信濃町観光案内所運営費補助金4,932,000円の一部が補助対象外であるしなの観光株式会社の人件費等の経費に充てられている旨の主張をし、町に対して、観光協会へ補助金の返還要求措置を行うことを求めている。

観光協会が平成31年3月31日付けで町に提出した、「信濃町観光案内所運営費補助金実績報告書」の添付書類である事業収支内訳書では、補助金4,932,000円が、職員人件費、家賃、水道、光熱費等としてその全額を観光案内所の運営費に充てられていることが確認できた。

また、観光協会が令和元年5月28日に開催した、定時社員総会資料のうち、正味財産増減計算書事業別区分経理の内訳書（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）には、町の観光案内所補助金収入の全額が公益目的事業会計の観光振興の科目で処理されていることが確認できた。

更に、しなの観光株式会社の決算書（平成30年6月1日から令和元年5月31日まで）を確認した結果、損益計算書中に補助金収入が計上されていないことから、町の補助金がしなの観光株式会社の人件費等の経費に充てられている事実は確認できない。

以上のことから、観光案内所運営費補助金は全額観光協会の運営費に充てられており、請求人の主張する町の補助金が補助対象外経費に充てられているという事実は認められない。

(4) 観光案内所の管理規定の策定について

請求人は、措置要求の1で、観光案内所の公益性と町民の権利財産を担保する管理規定を策定し、適切な補助金運用のできる措置を求めているが、前記(2)で述べたとおり、黒姫駅構内にある観光協会の運営にかかる観光案内所が使用する部分の建物は、町が借地権を有していないため対象外であり、要求の必要

性は認められない。

なお、信濃町大字柏原字中島 2692 番地 39 所在の建物については、前記（１）で述べたとおりである。

（５）町有財産等の委託管理について

請求人は、措置要求の３で、観光案内所「柏原 2692-12」及び、町有財産「柏原 2692-39」の委託管理を法令遵守のできる適正な業者へ変更するよう求めているが、観光案内所「柏原 2692-12」については、前記（４）で述べたとおり、町が借地権を有していないため、要求の必要性は認められない。

また、町有財産「柏原 2692-39」についても、町が観光協会及びしなの観光株式会社に対し、町有財産の管理上必要な対応を求めれば足りることであり、要求の必要性は認められない。

（６）旅行業法違反について

請求人は、請求理由の３で、町有財産賃貸借契約において借主の旅行業登録に係る違法行為について触れているが、旅行業の登録制度は国の業務であり、県が事務担当窓口として行っている業務である。

したがって、地方自治法第 242 条に定める、当該普通地方公共団体における、違法又は不当な財務会計上の行為には当たらないため、この件に関しては、監査の対象外とする。